

みよし市下水道施設包括的維持管理業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

市が保有する下水道施設の維持管理に係る業務を一括して複数年にわたって委託することにより、下水道施設の機能保全及び維持管理の効率化を図ることを目的とする。

これらを踏まえ、みよし市下水道施設包括的維持管理業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者にかかる業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するものとします。

2 業務の概要

(1) 業務委託名

みよし市下水道施設包括的維持管理業務委託

(2) 業務内容

ストックマネジメント計画に基づく点検・調査、定期清掃及び巡視に伴う清掃、緊急的な管路閉塞対応、中継ポンプ場等の施設維持管理業務、住民対応等を行う業務、点検・調査や清掃・修繕情報を基に修繕改築計画及び維持管理計画の立案等を行う多岐にわたる維持管理業務であり、詳細は仕様書及び特記仕様書に記載するとおりである。

効率的かつ効果的な下水道施設の維持管理を行うため、包括的に業務を委託する主旨に鑑み、仕様書等で特に定めのないものは、受託者の創意工夫、裁量を最大限発揮し、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 11（2029）年 3 月 31 日まで

(4) 契約上限金額

金 375,903,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、仕様書等で特に定めのない参加者の創意工夫等による提案業務に係る費用は、提示する見積金額に含めることとする。

また、契約上限額の内訳は以下のとおりとし、内訳の項目ごとの上限額を超えないものとする。

（消費税及び地方消費税込み・単位：千円）

内訳	上限額
計画策定等業務	65,054
点検・調査及び清掃等業務（その他業務のうち住民対応業務及び事故対応業務を含む。）	180,488
施設維持管理業務	74,921
ユーティリティ業務	55,440

3 本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとします。

なお、契約候補者の選定についてはみよし市下水道施設包括的維持管理業務委託プロポーザル事業者選定委員会が行うものとします。

4 法令等の遵守

事業者は、本業務の実施にあたり下水道法その他関係する法令、条例、規則及び基準等を遵守しなければならない。

5 許認可等の取得に関する事項

本業務に関して、市が実施する事業認可等の申請、届出、協議は本市が行うが、書類作成等については、事業者で行うとともに、本業務上事業者が自ら行うべき許認可等の申請・届出は事業者で行うこと。

6 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については、本市の承諾を得た上で認める。

- (1) 参加者は、複数の企業により構成される共同企業体とする。なお、一部の業務において再委託を行う場合は、業種別の再委託先企業を明確にすること。
- (2) 参加者である共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）は、他の共同企業体の構成員と重複することはできない。なお、再委託先企業についても他の共同企業体の構成員と重複して参加することはできない。
- (3) 共同企業体を結成する際は、「みよし市下水道施設包括的維持管理業務委託における共同企業体の取扱いについて」に示す取扱いとする。

7 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 契約締結日に令和 6（2024）・7（2025）年度みよし市競争入札参加資格者名簿に、構成員のうち、大分類「役務の提供等」、中分類「建物等各種施設管理」小分類「上・下水道施設管理」に登載されている者が 1 人以上含まれており、かつ、業務「建設コンサルタント」、業種「下水道」に登載されている者が 1 人以上含まれていること。
なお、上記要件は、同一構成員が兼ね備えていても差し支えないものとし、各構成員は上記要件のいずれかに登載されている者とする。
- (2) 各構成員は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 各構成員は、公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領（平成 25 年 2 月 21 日施行）」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 25 年 3 月 14 日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 各構成員は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者を含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者を含む。）であること。
- (5) 各構成員は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整備の開始を命じられていない者であること。

(6) 構成員のうち、少なくとも1者は愛知県内に本店、支店又は営業所を有していること。(ただし、契約を締結する営業所としてみよし市競争入札参加資格者名簿に登載された営業所に限ります。)

(7) 次に掲げる条件を共同企業体として全て満たす者であること。

ア 次の業務について官公庁が発注する下水道施設に関する同種の全ての業務実績を有する者であること。なお、令和2(2020)年4月1日から参加申込書提出期限までに業務完了済みのもの又は複数年契約で現在履行中の業務においては各年度の完了検査済みのものとする。

- ① 下水道管路等の巡視・点検、調査業務、清掃業務及び緊急対応業務
- ② 「管路施設ストックマネジメント計画」又は「下水道長寿命化計画」策定業務
- ③ 下水道施設(汚水中継ポンプ場、雨水中継ポンプ場、マンホールポンプ及び調整池排水ポンプ等)の維持管理業務
- ④ 下水道台帳修正業務

イ 次に掲げる条件を満たす者を担当者として配置できる者であること。

- ① 統括責任者

公益社団法人 日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」のうち、いずれかの資格を有する者。

- ② 主任技術者

公益社団法人 日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」又は「下水道管路管理専門技士」のうち、いずれかの資格を有する者。

- ③ 管理技術者(計画策定等業務)

技術士「上下水道部門-下水道」、「総合技術管理部門-下水道」又はRCCM「下水道部門」のうち、いずれかの資格を有する者。

- ④ 管理技術者(施設維持管理業務)

下水道管理技術認定(処理施設)又は下水道第三種技術検定の資格を有する者。

ウ 地域に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できること。

エ 次の全ての品目において構成員の中で1人以上は収集運搬業許可を有していること。

- ① 廃プラスチック類
- ② ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- ③ 金属くず
- ④ がれき類
- ⑤ 紙くず
- ⑥ 汚泥

8 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行う。

- (1) 質問がある場合は、「質疑書」(様式第1号)に質問事項を記載のうえ、令和7(2025)年11月7日(金)までに、電子メール(下水道課メールアドレス gesuido@city.aichi-miyoshi.lg.jp)により、下水道課に提出すること。

なお、メールの件名は「みよし市下水道施設包括的維持管理業務委託質疑提出(社名)」とし、メールの送信後にはすみやかにメール到着の有無を電話で下水道課(下水道課電話番号 0561-32-8022)に確認すること。

- (2) 質疑に対する回答については、「質疑回答書」（様式第2号）により、参加事業者全員に対し参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛て電子メールで、令和7（2025）年11月14日（金）までに回答するものとする。

9 参加申込の方法

上記「7 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出すること。

(1) 参加申請書類

- ア 参加申込書（様式第3号）
- イ 会社概要調書（様式第4号）
- ウ 業務実績調書（様式第5号）
- エ 営業所・作業拠点表（様式第6号）
- オ 保有する技術者の状況（様式第7号）
- カ 会社概要（会社パンフレットなど任意）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

みよし市役所都市建設部下水道課（みよし市役所庁舎4階）窓口へ直接又は郵送で提出すること。（ただし、郵送による場合は、書留郵便で提出期限までに必着のこと）

(4) 提出先

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地（みよし市役所庁舎4階）
みよし市役所都市建設部下水道課（担当：山岸）

(5) 提出期限

令和7（2025）年11月28日（金）午後5時まで ※期限厳守

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和7（2025）年12月5日（金）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとする。

10 参加申込に関する留意事項

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 本市は、次の場合には募集の延期又は中止することがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、本市はその賠償の責を負わない。
 - ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
 - イ 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。
- (3) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった場合、又は参加資格確認で資格要件を満たしていなかった場合は、応募は無効とし企画提案書等を提出できない。
- (4) 参加者は参加申込書（様式第3号）の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (5) 参加申込書及び企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (6) 応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

(7) 提出書類の取扱い

ア 提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。

ただし、公表、展示又はその他本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、本市は必要な範囲でこれを無償で使用するができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

イ 参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、本市が指示をした場合を除き認めない。

(8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

(9) 本市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

(10) 本市は、プロポーザル実施要領等に定めるもののほか、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本市ホームページを通じて参加者に通知する。

また、募集公表以降、プロポーザル実施要領を補完又は修正する追加資料を本市が公表した場合は、当該追加資料がプロポーザル実施要領等の記載内容に優先するものとする。なお、追加資料の公表は、本業務に係る本市ホームページで行う。

11 企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、以下の企画提案書等を提出すること。

なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行わない。

(1) 提出書類及び提出部数

	書類名	提出部数	備 考
ア	企画提案書等提出届（様式第11号）	1部	必要な事項を漏れなく記入し、会社名及び代表者氏名の記入をすること。
イ	企画提案書（様式第12号）	正本1部 副本1部	企画提案の内容について記入すること。
ウ	実施体制調書（様式第13号）	正本1部 副本1部	契約締結後の業務の実施体制について記入すること。
エ	配置予定者調書（様式第14号）	正本1部 副本1部	契約締結後に配置する予定である責任者及び担当者を記載してください。同種業務の履行実績がある場合は、契約の実績概要を記載すること。
オ	業務実施体制（様式第15号）	正本1部 副本1部	
カ	業務使用機材（様式第16号）	正本1部 副本1部	
キ	従業員の人材育成（様式第17号）	正本1部 副本1部	
ク	創意工夫（様式第18号）	正本1部 副本1部	
ケ	各業務に対する考え方及び提案	正本1部 副本1部	

	(様式第 19 号)		
コ	災害時対応 (様式第 20 号)	正本 1 部 副本 1 部	
サ	自由記述 (様式第 21 号)	正本 1 部 副本 1 部	
シ	社会的価値の実現 に資する取組に関 する申告書 (様式第 22 号)	正本 1 部 副本 1 部	指定された添付書類と一緒に提出すること。
ス	見積提示金額調書 (様式第 23 号)	1 部	

【書類作成時の注意事項】

- ・言語は日本語、通貨は日本円とし、横書きで文字サイズは 11 ポイント以上とする。
(ただし、図表等はこの限りではない。)
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- ・1 事業者について 1 提案とする。
- ・正本 1 部は、商号又は名称及び代表者氏名を記入したものとし、ア～スの順に並べ、A4 縦左側 2 穴綴じで提出すること。
- ・副本は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入をせず、イ～シの順に並べ、PDF ファイルで提出すること。なお、副本には作成した事業者が推定できるような記述等を行わないこと。

(2) 提出方法

みよし市役所都市建設部下水道課（みよし市役所庁舎 4 階）窓口へ直接提出すること

※副本については、電子メールで提出すること。

(3) 提出先

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地（みよし市役所庁舎 4 階）

みよし市役所都市建設部下水道課（担当：山岸）

副本の提出先：gesuido@city.aichi-miyoshi.lg.jp

(4) 提出期限

令和 7（2025）年 12 月 26 日（金）午後 5 時まで ※期限厳守

12 審査の手続

企画提案書等の審査については、下記のとおり行う。

(1) 第 1 次審査（書面審査）

ア 提出された企画提案書等について、別に定める評価基準に従い書面審査を実施する。

イ 第 1 次審査の結果、点数が上位 3 位の者に対し、第 2 次審査を行うものとする。

企画提案書等の提出者が 3 者以下の場合は全ての企画提案者を 2 次審査の対象とする。

ウ 第 1 次審査の結果及び第 2 次審査の案内については、令和 8（2026）年 1 月 9 日（金）

までに、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとする。

(2) 第 2 次審査（プレゼンテーションによる審査）

ア 開催日時

令和8（2026）年1月16日(金)午前10時から（予定）

イ 開催場所

みよし市役所庁舎4階401会議室

ウ 審査の方法

1 事業者につき30分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を15分程度設る。プレゼンテーションの参加者については1団体につき4名までとする。

パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可とするが、使用する機器については参加者が用意し、機器の準備等に要する時間についてはプレゼンテーションの制限時間内で行うこととする。

エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、実施体制調書に記載した統括責任者、主任技術者及び管理技術者等で行うものとする。会場に入場できるのは4名までとする。入室者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身につけないこと。なお、当日受付にて説明に参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯すること。

オ 評価基準

評価基準については下表のとおりとする。

	項 目	事 項	評価割合
第1次審査	業務実施能力	ア 同種・類似業務等の実績 イ 技術力 ウ 地域精通度 エ 業務の繁忙度	18%
	社会的取組	ア 環境に配慮した事業活動 イ 障がい者等への就業支援 ウ 男女共同参画社会の形成 エ 仕事と生活の調和	5%
第2次審査	業務提案内容	ア 提案概要 イ 実施体制 ウ 各業務の要求事項に対する考え方 や提案等	50%
	プレゼンテーション及びヒアリング	ア 技術者の専門技術力 イ 業務の理解度・取組み姿勢	7%
	提案金額	当該契約に対し、適切な提案金額であるか	20%
合 計			100%

12 契約候補者の選定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最もすぐれている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行うこととする。
- (2) 契約候補者となることができる最低基準点（180点）以上の提案者の中から契約候補者を選定する。提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

13 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書等を提出したすべての者に対して、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとする。

また、審査結果についてはみよし市ホームページに掲載し、公表するものとする。

14 公募から事業者選定までのスケジュール(予定)

内容	期日・期間等
公募の開始	10月24日(金)
質問の受付・回答	10月24日(金)～11月14日(金)
参加申込	10月24日(金)～11月28日(金)
企画提案書等の提出	11月28日(金)～12月26日(金)
一次審査結果通知	1月9日(金)
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	1月16日(金) 午前10時から(予定)
プロポーザル事業者選定委員会	1月21日(水)
競争入札審査委員会(結果報告)	2月4日(水)
二次審査結果通知	2月5日(木)
契約締結	2月27日(金)